

事務所便り

2021年6月号
2021年6月21日

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

暦年ベースでの上半期もそろそろ終わりです。
私共の業種は、上半期が繁忙期でもあります。しばらくの間、落ち着いて業務と研鑽に励みたいと思っていますので、下半期もどうぞよろしくお願い申し上げます。

緊急事態宣言解除

税理士 鎌田 ふくみ

今日から緊急事態宣言が解除されます。
函館は幸い、感染者は少なく推移し、「まん延」措置地域からも外れます。
移動制限等々各種の制約も早く解除されますようお願いしています。

5月16日～6月20日までの緊急事態宣言の期間、函館市内の飲食店にも北海道からの休業・時短要請が出されていました。これに伴い、飲食店向け協力支援金の申請も6月1日に始まっています。一日当たりの売上高が83,333円以下の場合には25,000円/日の支給額です。

また、国の一時・月次支援金の対象とならない事業者を対象に、道特別支援金が設けられています。(休業・時短等の協力支援金受給事業者は除く)

11月から3月までは支援金A、4月以降は支援金Bに区分されています。売上高が前年に比べてAは50%以上、Bは30～50%未満減の月があることが前提です。(11・12月は前々年比でも可)

対象になる事業者の概略は以下の通りです。

① 時短対象飲食店等との取引がある事業者

※ 農漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど、飲食業に提供される財・サービスの供給者

② 北海道の外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者

持続化給付金は「いいもの」であったと思います。金額が一律大きかったのも、事業内容を絞り込まなかったのも、早い時期であったことも、よかったと思っています。

その後のいろいろな支援金・協力金は、適用要件が細かく、なかなか大変です。不正受給防止とか、短いスパンでの対応をしていく必要があるとか、いろいろあるのですが。

対象となりそうな皆様、市・道のホームページを随時ご覧ください。

減価償却資産と償却資産税について

スタッフ 原 紗織

中小法人・個人事業者全般にかかわりのある少額の減価償却資産についてまとめてみました。特に、法人税・所得税の損金算入と、償却資産税の関係に焦点を当てています。

下記に掲げる表は、縦軸が取得価額、横軸が法人税・所得税の処理方法です。網掛部分を選択可能です。選択した方法に応じて償却資産税申告の要否が決まります。

一括償却と中小企業特例の選択には償却資産税についての検討も重要です。

償却資産税の免税点は150万円です。これ以上の償却資産を保有し、毎期償却資産税を納付している場合は、20万円未満の資産については、一括償却が有利な選択肢となる可能性が高いと思われます。

なお、消費税課税事業者は税抜金額、免税事業者は税込金額であることにご注意ください。

法人税法上の 処理 取得価額	一時損金算入	一括償却資産 (3年均等償 却)	※中小企業特例	個別減価償却 資産
10万円未満	申告の対象外	申告の対象外	申告の対象	申告の対象
10万円以上 20万円未満	—			
20万円以上 30万円未満	—	—		
30万円以上	—	—	—	

※中小企業特例とは

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を平成18年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。

この特例の対象となる法人は、青色申告法人である中小企業者又は農業協同組合等で、常時使用する従業員の数が500人以下(令和2年3月31日以前は1,000以下、連結法人は除く)の法人に限られます。

ただし、適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額が限度となります。

営業時間のお知らせ

土・日・祝日が定休日です。職員の執務時間は12月～5月までの期間は、9時～17時です。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。